

平成 28 年度 静岡県地域職業訓練実施計画

平成 28 年 4 月 1 日

静岡県
独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
静岡支部静岡職業能力開発促進センター
静岡労働局

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「支援法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する支援法第 4 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）及び職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等について、国及び静岡県が一体となって特定求職者を含む求職者に対する職業訓練受講の機会を十分に確保し、実施するための重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

静岡県内の雇用失業情勢は、有効求人倍率が 1.2 倍を超え、緩やかに改善基調で推移している。新規求人数は対前年同月比で増加が続いており、一方新規求職者数は減少傾向が続いている。

求人は「製造業」、「卸・小売業」、「医療・福祉業」及び「サービス業」の主要 4 産業からの求人が、月により多少の増減は見られるものの、高い水準で堅調に推移している。求職の減少傾向が続く中で、職種別に見ると、特に建設関係、福祉関連及びサービス関係（調理及び接客・給仕）で職種別有効求人倍率が 2 倍を超えるなど、人材不足が顕著な職種がある。

人材不足職種への円滑な労働移動、職業あっせんが大きな課題となって

いる中、各職業に必要とされる技能・経験、免許・資格を有さない者に対する職業訓練・職業能力開発の効果的・効率的な実施は大きな課題のひとつである。

(2) 平成 27 年度における公的職業訓練をめぐる状況

平成 27 年 4 月から平成 27 年 12 月末現在で、新規求職者数(累計)117,422 人のうち、雇用保険受給者数は 32,682 人、特定求職者に該当する可能性のある者の数は 53,171 人。

平成 27 年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練） 1,777 人（平成 27 年 10 月末現在）
- ・ 求職者支援訓練 380 人（平成 27 年 11 月末現在）

平成 27 年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）

施設内訓練	76.6%
委託訓練	69.5%
- ・ 求職者支援訓練

基礎コース	55.2%
実践コース	57.8%

(注)・公共職業訓練の施設内訓練は、県は平成 27 年 7 月末までに、機構は 8 月末までに終了したコースの訓練終了 3 か月後の就職率。

・公共職業訓練の委託訓練は、平成 27 年 6 月末までに終了したコースの訓練終了後 3 か月後の就職率。

・求職者支援訓練については、平成 27 年 6 月末までに終了したコースの訓練終了 3 か月後の雇用保険適用就職率。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 実施方針

離職者を対象とする公的職業訓練については、本県において人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等の人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、静岡県内における公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練等について一体的・総合的に計画を策定する。

さらに、静岡労働局、静岡県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「支援機構」という。）静岡支部静岡職業能力開発促進センターをはじめとする関係地方自治体・行政機関、訓練実施機関・団体や労使団体等の幅広い連携・協力関係を密にして、静岡県の人材育成に取り組むこととする。

(2) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

① 施設内訓練に係る実施規模と分野

ア 県立施設

(ア) 離職者訓練

- ・ 離職者訓練では、ものづくり系を中心とした職業訓練を設定、新たな職業に必要な基礎的知識と技能を付与し、再就職を促進するための訓練を実施する。
- ・ 平成 28 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練科目
沼津技術専門校	110 人	溶接科、機械科、C A D 科、電気工事科、住宅リフォーム科
清水技術専門校	90 人	C A D 科、I T 事務科、木工科
浜松技術専門校	174 人	溶接加工科、機械加工科、電気工事科、住宅設備科、造園科、住まいづくり科、広告デザイン科、機械 C A D 科
合 計	374 人	16 科目 (37 コース)

(イ) 離職者訓練 (障害者)

- ・ 離職者訓練 (障害者) では、清水技術専門校で知的障害のある方を対象に、販売・サービス・ビルメンテナンスの訓練を、浜松技術専門校で発達障害のある方を対象に、技能訓練及びソーシャルスキルの習得を目的とした訓練を実施する。
- ・ 平成 28 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練科目
清水技術専門校	10 人	総合サービス科
浜松技術専門校	10 人	ワークサポート科
合 計	20 人	2 科目

イ 支援機構立施設

- ・ 支援機構立施設 (静岡職業能力開発促進センター) では、地域の事業主団体や事業主等業界の人材ニーズを基に、主にものづくり分野であって、委託訓練等民間では実施が難しいコースを設定する。

(ア) 普通職業訓練短期課程

- ・ 静岡職業能力開発促進センターでは、普通職業訓練短期課程を実施する。(訓練期間: 6~7 か月)
- ・ 平成 28 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練科目
静岡職業能力開発促進センター	474 人	【機械系】C A D・N C 加工科、機械設計製図科、溶接技術科 【電気系】電気設備技術科、生産システム技術科 【居住系】ビル設備サービス科、住宅設計システム科、住環境コーディネート科

(イ) 日本版デュアルシステム（短期課程活用型）

- ・ 日本版デュアルシステム（短期課程活用型）では、概ね 40 歳未満の若年求職者の方を対象に、静岡職業能力開発促進センターで実施する職業訓練と企業等での実習を組み合わせる。（訓練期間：6 か月）
- ・ 平成 28 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練科目
静岡職業能力開発促進センター	60 人	【機械系】NC加工技術科 【電気系】エコ電気システム科

② 委託訓練に係る実施規模と分野

ア 県立施設

- ・ 委託訓練では、専修学校、NPO 法人等民間教育訓練機関の様々な教育資源を活用しながら、地域の雇用情勢や産業界のニーズに的確に対応し、雇用が見込まれる分野の職業訓練を、機動的かつ弾力的に実施している。

(ア) 離職者訓練

- ・ 平成 28 年度に開始する訓練の訓練定員を 1,613 人として実施する。
- ・ 訓練分野は、雇用の受け皿として期待される介護、医療、農業などの分野や IT、会計経理、ビジネス実務等企業の即戦力となる人材を養成する訓練を充実する。
- ・ 一旦離職した女性や母子家庭の母等が安心して職業訓練を受講できる環境を整備するため、託児サービス付のコースを設定する。
- ・ 学卒未内定者、中高年齢者、定住外国人等、多様なニーズに配慮したコースを設定する。
- ・ 平成 28 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

	県立技術専門校			
	計	沼津	清水	浜松
農業・林業・鉱業系分野	22 人	0 人	0 人	22 人
事務系	1,055 人	330 人	340 人	385 人
サービス系	60 人	20 人	20 人	20 人
介護系	437 人	134 人	145 人	158 人
その他	39 人	12 人	12 人	15 人
合 計	1,613 人	496 人	517 人	600 人

(イ) 離職者訓練（障害者）

- ・ 平成 28 年度に開始する訓練の訓練定員を 212 人として実施する。
- ・ 障害のある方の職業的自立を支援するため、各人の能力や適性に応じた職業的基礎と技能を身に付ける職業訓練を実施する。
- ・ 平成 28 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

区分	対象	県立技術専門校				
		計	沼津	清水	浜松	あしたか
デュアル訓練	身体 知的	40人	16人	16人	8人	0人
事業主委託訓練	精神等	103人	28人	26人	44人	5人
特別支援学校早期訓練	特別支援 学校生徒	5人	0人	1人	2人	2人
在職者訓練	在職 障害者	64人	0人	12人	12人	40人
合 計		212人	44人	55人	66人	47人

(3) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

① 施設内訓練に係る実施規模と分野

ア 県立施設

- ・平成28年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練科目
沼津技術専門校	921人	溶接科、機械加工科、機械製図科、 OA事務科、建築製図科、工場管理科、 システム設計科、電気工事科、メカト ロニクス科、義肢・装具科、コンピ ュータ制御科、造園科、広告美術科
清水技術専門校	361人	溶接科、機械加工科、機械製図科、建 築製図科、OA事務科、電気工事科、 コンピュータ制御科、配管科、広告美 術科
浜松技術専門校	1,444人	造園科、溶接科、機械加工科、金属プ レス科、機械製図科、木工科、建築製 図科、OA事務科、メカトロニクス科、 工場管理科、監督者訓練一科、監督者 訓練三科、配管科、広告美術科、コン ピュータ制御科
合 計	2,726人	37科目

イ 支援機構立施設

- ・平成28年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練科目
静岡職業能力開発 促進センター	1,150人	生産技術科、制御技術科、産業機械科、 電気技術科、電子技術科、電子情報技 術科、建築科、建築設備科、住居環境 科
浜松職業能力開発 短期大学校	850人	生産技術科、制御技術科、産業機械科、 メカトロニクス科、電気技術科、電子 技術科、建築設備科、電子情報技術科
合 計	2,000人	17科目

(4) 公共職業訓練（若年者コース訓練・学卒者訓練）の対象者数等

① 施設内訓練に係る実施規模と分野

ア 県立施設

(ア) 若年者コース訓練

- ・ 若年者コース訓練では、概ね 30 歳以下の若者を入校の対象とし、ものづくりに必要な基礎的技術から、生産現場での即戦力となる実践的技術までを身に付け、将来を担う技術者・技能者の育成を目指す職業訓練を実施する。（訓練期間：1 年もしくは 2 年間）
- ・ 平成 28 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練科目
沼津技術専門校	120 人	機械技術科、電子技術科、情報技術科
清水技術専門校	120 人	機械技術科、電気技術科、設備技術科
浜松技術専門校	50 人	機械技術科、建築科
あしたか職業訓練校	50 人	コンピュータ科、生産・サービス科
合 計	340 人	10 科目

※障害者職業能力開発施設であるあしたか職業訓練校では、主に身体、知的障害のある方を対象とした職業訓練を実施している。

イ 支援機構立施設

(ア) 高度職業訓練専門課程

- ・ 支援機構立施設（浜松職業能力開発短期大学校）では、高度職業訓練専門課程を実施する。（訓練期間：2 年間）
- ・ 平成 28 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練科目
浜松職業能力開発短期大学校	135 人	生産技術科、電気エネルギー制御科、電子情報技術科

(イ) 日本版デュアルシステム（専門課程活用型）

- ・ 日本版デュアルシステム（専門課程活用型）では、概ね 40 歳未満の若年求職者の方を対象に、浜松職業能力開発短期大学校で実施する職業訓練と企業等での実習を組み合わせる。（訓練期間：2 年間）
- ・ 平成 28 年度の定員・訓練科目は、以下のとおりである。

施設名称	定員	訓練科目
浜松職業能力開発短期大学校	30 人	電気技術科

(5) 求職者支援訓練の対象者数等

① 実施規模と分野

- 平成 28 年度においては、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう 740 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 1,140 人を上限として実施する。
- 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）と、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。
- その際、成長分野、人手不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。
- 平成 28 年度の訓練認定規模・割合は、以下のとおりである。

		訓練認定規模	割合	
基礎コース		540 人	47.4%	
実践コース		600 人	52.6%	
訓練分野	介護福祉分野【全国共通分野】	240 人	実践コース中の割合	40.0%
	医療事務分野【全国共通分野】	80 人		13.3%
	IT 分野【全国共通分野】	30 人		5.0%
	営業・販売・事務分野	120 人		20.0%
	旅行・観光分野【地域ニーズ枠】	30 人		5.0%
	デザイン分野	50 人		8.3%
	その他の分野			
分野共有枠（全ての分野）	50 人	8.3%		
		1,140 人	100%	

・ 認定単位期間

静岡県においては、第 1 四半期は 1 か月毎に、以後は四半期毎に求職者支援訓練を認定することとする。

コース別の訓練認定規模を超えては認定しない。ただし、実践コースの訓練分野毎の訓練認定規模を超えた認定申請があった場合には、全ての分野に適用可能な「分野共有枠」を用いた認定を行う。（実践コースの訓練実施計画規模以内での運用となる。）

なお、設定数を超える認定申請がある場合は、

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから

ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから設定する。

認定単位期間毎の具体的な定員及び認定申請受付期間等については、静岡労働局のホームページ及び支援機構静岡職業能力開発促進センターのホームページで周知する。

- ・ **新規参入枠（上限値）**

新規参入枠（上限値）は基礎コース 20%、実践コース 20%とする。

これによる算定の結果、20 人を下回る場合は最大 20 人まで拡大できるものとする。

地域ニーズ枠として設定した訓練分野については、全て新規枠とすることを可能とする。つまり、前記「新規参入枠（上限値）」の制約を受けない。

- ・ **繰り越した余剰定員についての取扱い**

認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分及び中止コースの繰り越し分について、第 4 四半期においては、基礎・実践間の振替や、実践コースの他分野への振替を可とする。

4 公的職業訓練受講者等に対する就職支援等の充実

(1) 公的職業訓練受講希望者に対する支援

- ・ 公的職業訓練受講希望者には、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティング、訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業におけるキャリア・コンサルティング及び民間活用によるキャリア・コンサルティング等就職支援事業におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。

(2) 公的職業訓練受講者に対する支援

- ・ 求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。
- ・ また、公共職業訓練の受講者においても、訓練終了後の就職に向けたきめ細かい支援を行う必要がある。
- ・ このため、各訓練受講者の訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練終了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・ また、訓練終了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練終了時に作成支援したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

(3) 求職者支援訓練基礎コース受講者に対する支援

- ・ 求職者支援訓練基礎コース受講者にあっては、訓練終了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のための公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

5 地域創生人材育成事業

(1) 目的

- ・ 人手不足を抱えている地域において、地域の創意工夫を活かした公的職業訓練の枠では対応できない人材育成の取組を通じて、当該分野における安定的な人材確保を目指すとともに、本県の精神障害者の雇用などの課題解決に向けた取組を行う。

(2) 内容

- ・ 「ふじのくに地域人材育成協議会」を設置し、その連携のもとに以下の3つの施策を柱として事業を展開する。

施策	内容
伊豆地域観光分野人材育成事業	伊豆地域観光分野の人材育成確保のため、新しい働き方や生活スタイル等を提案した職業訓練等を実施し、伊豆地域に特化した職業訓練を確立する。
精神障害のある人の職業訓練事業	精神障害のある人の職業訓練はノウハウが確立していない状況にあるため、効果的な職業訓練プログラム“静岡型職業訓練”を開発する。
静岡型定住外国人就業・定着システム構築事業	雇用・就業前の段階から雇用継続までを一つのプロセスと考えた、全国初の定住外国人に就業支援の仕組みを構築する。

6 地域の関係機関の協働（地域レベルのコンソーシアム）による職業訓練コースの開発及び検証実施事業

(1) 目的

- ・ 静岡県地域の教育訓練資源を有効に活用するとともに、地域の人材ニーズを踏まえた訓練が提供できる基盤を構築するため、静岡職業能力開発促進センターを実施主体とし関係機関により構成する地域レベルのコンソーシアムにより、地域において求められる職業訓練コースの開発等を行う。

(2) 内容

- ・ 離職者向け職業訓練コース

平成27年度において開発した介護分野及び事務分野（食品業界）の2コースについて、民間教育訓練機関への業務委託により、コース内容の検証を行う。

- ・ 在職者向け職業訓練コース

地域ものづくり産業が抱える人材育成に関する課題を解決するためのコースを、開発分野に関連する事業主団体とともに、静岡職業能力開発促進センターが有する在職者訓練コース開発スキームを活用して開発する。

7 推進体制

(1) 関係機関の連携

- ・ 静岡労働局・静岡県・支援機構が一体的に公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練の調整を行うことで、訓練規模、分野、時期、地域において適切に職業訓練の機会や受講者を確保する。

(2) 静岡県地域訓練協議会等の開催

- ・ 職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国・県の関係機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

このため、平成 28 年度においても、静岡県地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、本県の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

- ・ 静岡県地域訓練協議会に加え、産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討等を行うワーキング・チーム（静岡県地域訓練協議会の専門部会の位置付け）会議を開催する。
- ・ 静岡県地域訓練協議会及びワーキング・チームを開催する際には、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。

(3) ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施

（静岡県地域ジョブ・カード運営本部による検討と周知）

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、静岡県地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発の在り方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。

8 就職率の目標値

- ・ 求職者支援訓練受講者の訓練終了 3 か月後の雇用保険適用就職率は、基礎コース 55%以上、実践コース 60%以上を目標値とする。
- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）の訓練終了 3 か月後における就職率は、75%以上を目標値とする。
- ・ 支援機構の施設内訓練の就職率は、80%以上を目標値とする。